

介護保険施設などの食費・居住費(滞在費)を減額

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者など	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	老齢福祉年金受給者	合計所得金額+年金収入額が80万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
3-①	合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】
3-②	合計所得金額+年金収入額が120万円超	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 【1,300円】

次の対象サービス利用者(介護予防含む)のうち、表の要件を満たす人は、食費と居住費(滞在費)を軽減します。

■対象サービス
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院、ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)

■申請方法
申請書、同意書、通帳等の写し(銀行名・支店名・口座名義・最終残高(直近2カ月以内)のわかるもの)、借用証明書(写し(負債がある場合)を持つて高齢介護課へ) ※申請された月の初日から適用となります。利用予定のある人は事前に申請してください。

※年金収入は、課税年金収入額と非課税年金収入額(遺族年金または障害年金)の合計金額です。
 ※()内は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
 ※【 】内は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
 ※利用者負担段階は、申請日における世帯の課税状況などで判定するため、年度途中で異動があれば負担段階が変更となる場合があります。
 ※負債(借入金や住宅ローンなど)は預貯金などから差し引いて計算します。
 ※新年度の課税情報は8月から適用されます。

☎高齢介護課 (☎983-1328)

消費税インボイス制度 説明会等のお知らせ

10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まります。
 宇治税務署は、インボイス制度説明会および登録の要否を悩まれている事業者を対象に登録要否相談会を開催されます。参加される場合は、開催日前日の午後5時までに電話で予約してください(土・日・祝日を除く)。

■制度説明会

開催日	時間	内容	場所	問い合わせ先
7月28日(金)	午前10時~10時45分	インボイス制度の概要について	宇治税務署別館大会議室 (宇治市大久保町井ノ尻60-3) ※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。	宇治税務署法人課税第1部門 (☎0774-44-4452)
8月22日(火)	午後2時~2時45分			
9月13日(水)	午前10時~10時45分			

※定員は各回とも20人(参加無料)。

■登録要否相談会

開催日	時間	対象	場所	問い合わせ先
7月3日(月)~9月29日(金) ※土日祝日を除く	午前10時~11時 午前11時~正午 午後1時~2時 午前10時~11時 午後2時~3時	登録の要否を悩まれている個人事業者向け 登録の要否を悩まれている法人向け	宇治税務署 (宇治市大久保町井ノ尻60-3) ※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。	宇治税務署個人課税第1部門 (☎0774-44-4424) 宇治税務署法人課税第1部門 (☎0774-44-4452)

※相談時間は各回1時間程度となります。

市税・国民健康保険料納付 口座振替が便利

固定資産税(第2期分)・国民健康保険料(第2期分)の納期限は7月31日(月)です。納期限までに市税取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所等で納付してください。口座振替の申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依頼書がない場合あり)や市役所に提出してください。 ※ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みます。

◆**市税に関すること** ☎983・2481
 ◆**国民健康保険料に関すること** ☎983・2962
 ◆**国民健康保険料に関すること** ☎983・2962
 ◆**国民健康保険料に関すること** ☎983・2962

コンビニで 税の証明書が 取得できます

マイナンバーカード所有者
マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。
 ※利用店舗や利用方法などは、お問い合わせください。

◆**マイナンバーカードとカード受領時に設定した4桁の暗証番号が必要です。**
 ◆**取得できる証明書**
 令和5年度の所得証明書と課税(非課税)証明書
 ※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。
 ※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がない場合、証明書の発行はできません。

◆**発行はできません。**
 ◆**サービスの利用時間**
 午前6時30分~午後11時(土・日・祝日含む)
 ※12月29日~1月3日とシステムメンテナンス日は利用不可。
 ◆**交付手数料**
 1通200円(市役所窓口での交付は1通300円)

☎983・1113

住宅の 耐震改修工事で 固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額を減額します。
 ◆**減額要件**
 昭和57年1月1日以前から存在する住宅である
 ◆**令和6年3月31日までに現行の耐震基準に適合した改修工事を行い、改修費用が50万円を超えるもの**
 ◆**減額期間**
 改修工事が完了した年の翌年度から、次の家屋の固定資産税額を減額します。
 ◆**令和6年3月31日までに改修工事が完了し1年間**
 ◆**通行障害既存耐震不適格建**

◆**建築物に該当する家屋の改修工事が完了し2年間**
 ◆**減額内容**
 1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額1/2相当額を減額(平成29年4月1日以降に改修し、認定長期優良住宅に該当した場合は2/3相当額)
 ◆**手続き**
 改修工事が完了後3カ月以内に、次の書類を提出してください。
 ◆**住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額申告書**
 ◆**地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した耐震基準に適合した工事を示す証明書**

◆**工事関係書類(工事明細書・領収書の写しなど)**
 ◆**認定長期優良住宅に該当する場合は認定通知書の写しも提出してください。**
 ◆**※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示してください(郵送の場合は写しを同封)。**
 ◆**※耐震改修減額は、熱損失防止改修減額とは併用不可。また、熱損失防止改修やバリアフリー改修を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。詳しくはお問い合わせください。**

☎983・2480